彦 根 市 長 様

児童手当 認定請求書

宛名番号:

*受付年月日

																		※太秤円を記/	(の上こ提出くだ	311	
																		提出	年月日		認年月日
																		令和		令和 .	
	① (ふりがな)							②性別	1]	男	· 女	③生	年月日	昭和·平	成		•	※認定・	却下年月日	※支給	開始年月
請	氏 名 (法人名等)									被用者										令和	年 月
								④職業		公務員 被用者	等でない者	(5) A	记偶者		有	・無		令和		(令和 5	手 月分)
求	⑥住所 (法人の主たる事 務所の所在地)	〒 - 1月1日時点の住所 (た欄と異なる場合に記入してください) (1~5月分は前年、6~12月分は本年)																			
者	⑦個人番号							公的年金制度の種別 (済組合(私立学)		目民年金 ウ、その他(である場合は括弧内に○を記入してください。 失済 () 地方公務員等共済			⑨所得の 状況 (商課者)		年分所得額 円 円		
配	⑩ (ふりがな)							⑩生年月				•		個請求者の		山名 117月1日 女					
偶	氏 名							⑬職業	ŧ 1	 被用者 公務員 一、勤務 被用者 	員	;)	除対象配偶 または同一 計配偶者の 合に○印	生 同一	対象配偶者 ・ 生計配偶者	⑤個人番号				
者	0.12	Ŧ	-							100/14	n 4			4 VIV + > 12 1 1 1	(左欄と異なる	場合に記入し	てください)				
等	①住所 (⑥と異なる場合)					,	電話		()		年、6~	5月分は前 12月分は本 年)							
	己童の兄姉等 に達する日以後	Ŕ	t	名	続柄	生年	手 月 日	当	i護相 iの有 無	生計費 負担の 有無	同居·別居 の別	してい	·留学を ・る場合の 国年月	[[汪恵]	* + 1 1/ 0 - 1	- 65 , L. L.	»	た」の個人	※算定対象の場 合に○印		
の最初過した	1の3月31日を経 後22歳に達する の最初の3月31日					平成	出ください。								護相当·生計	費の負担につ					
までの間にある者)						平成		· 有	· 無	有·無	同·別	令 和	年 月		●の兄姉等	を の児童の	の合計人数が	3人以上の場合	合に限る。) 	<u></u>	
		Ŕ	t	名	続柄	生年	手 月 日		〔護の 有無	生計 関係	同居·別居 の別	してい	·留学を ·る場合の 国年月		住 所 (別居の場合		※ 児童との関係 該当する 場合に○印	※第3子以降の場 合に○印	合に○印	合に○印	※手当月額
						平成 令和		· 有	· 無	同一 · 維持	同·別	令 和	年 月				·未成年後見人·父母指定者·同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	E
	⑪児 童 に達する日以後					平成 令和		· 有	· 無	同一 · 維持	同·別	令 和	年 月				未成年後見人父母指定者同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	F.
	の3月31日までの にある児童)					平成 令和		· 有	· 無	同一 · 維持	同·別	令 和	年 月				未成年後見人父母指定者同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	F.
						平成 令和		· 有	· 無	同一 · 維持	同·別	令 和	年 月				未成年後見人父母指定者同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	F.
						平成令和		· 有	· 無	同一 . 維持	同·別	令和	年 月				未成年後見人父母指定者同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	F
			名	称		預金種別	刊 支	店コード			支店名			口座番号(右詰めでご訂	2入ください)	D B	座名義(カタカ	(ナ)		※合計月額
※ 請求	②支払希望 金融機関 と者名義の口座に 限ります				銀金信農漁協協	普通・当	座					支出	店店張所理店								H
		□ 公金	受取口座	を利用し	ます。																

注意

- ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名および代表者氏名を記入してください。
- ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。 また、請求者が個人であり、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入 してください。
- ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑧の欄は、⑪の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
- 加入している公的年金制度について、 「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
- 「ア」を〇で囲んだ場合で、第四種被保険者または高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」または「高任」と記入し
- 5 ⑨の欄は、請求者および配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得についての市町村民税または特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る 事業所得等の金額、長期譲渡所得金額および短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)ならびに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等 の額、条約適用利子等の額ならびに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
- ②、③、④、⑤、⑧および⑨の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- ⑨、⑩、⑪、⑰、®、®および®の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入してください。「配偶者 とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。 等| ⑪の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に⑪の欄と異なる市町 村に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- ・⑩の欄は、・⑪の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- ⑩の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護をしている場合には、有を○
- で囲んでください。 んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○でんでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で ⑩の「生計費負担の有無」の欄は、⑩の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部または一部を営んでおり、かつ、 10 囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 11 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑩の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学し ているか(出国した年月)を記入してください
- ⑪の欄は、請求者が養育をする18歳に違する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 13 児童が海外に留学している場合は、⑰の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 14 ⑰の「生計関係」の欄は、次によって記入してください
- 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
- 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同 15 様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
- 児童または児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童または児童の兄姉等の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書であって、その児童または児童の兄姉等が世帯主である場合にはそ の旨、その児童または児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
- 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明ら かにすることができる書類
- 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類 T
- 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ħ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係および請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人または父母指定者である場合を除く。)
- 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- 請求者に配偶者がある場合には、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者または配偶者の前年(1月から5月までの月分 については、前々年をいいます。)の所得の額についての市町村長の証明書
- ⑪の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑩の欄の「監護相当の有無」および「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、⑩に記載した子に係る監護相当・生計費の負担についての確認書
- ⑱の欄の「監護相当の有無」および「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑯の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3 年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
- 16 ®の欄は、請求者名義の口座情報を記入してください。
 - また、口座情報のわかるもの(通帳の写し等)の添付が必要となります。
 - 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項および第5条第2項の規定による登録に係る口座として、**登録済みの** 公金受取口座の利用を希望する場合は、「公金受取口座を利用します。」の記入欄に「レ」点を入れてください。この場合、⑱の欄における支払希望金融機関の記載および口座情報のわかるものの添付は必要 ありません。
 - イ 両方に記載があった場合は、原則、®の欄の支払希望金融機関への振込を優先することとし、公金受取口座としてのご利用はいただけません。

- ⑦および⑮の欄を除き、必要があるときは、所要の変更または調整を加えることができる。
- 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。